

旅 費 の 運 用 基 準

平成 11 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日最終改正

1 目 的

この基準は、新潟市旅費条例（昭和 32 年新潟市条例第 47 号。以下「条例」という。）及び新潟市旅費条例施行規則（昭和 32 年新潟市条例第 51 号。以下「規則」という。）の規定に基づいて支給する旅費の調整等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 旅行経路

- (1) 旅行経路上で通勤手当を支給される区間と重複する区間がある場合は、当該区間にかかる旅費を支給しないものとする。
- (2) 本市以外の地に居住する者が、その居住地から直に旅行する場合で、条例第 8 条の規定に基づき支給される旅費により旅行をすることが当該旅行の性質上困難である場合には、居住地から目的地に至る旅費を支給する。
- (3) 宿泊を伴う県内等出張で、用務地と宿泊場所が異なる場合に、公務上必要がある場合は、宿泊場所までの交通費を支給することができる。
- (4) 宿泊数が減少する場合、又は旅行目的を達成する上で必要と認められる場合は、後戻りを認める。

3 旅行雑費の調整

- (1) 宿泊場所から終日移動を伴わない場合は、旅行雑費を支給しない。
- (2) 団体行動等でスケジュールが決められており、航空機、鉄道又は船舶以外を全て借上げバスで移動する場合は旅行雑費を支給しない。
- (3) 会議、研修等で最寄り駅から会場まで送迎バスがある場合等現地交通費が不要となる場合は、旅行雑費を支給しない。
- (4) 旅行雑費が支給されない場合で、東京国際空港、中部国際空港又は北九州空港において徴収される国内線旅客施設使用料を支払う必要がある場合は、当該金額を旅行雑費として支給する。
- (5) 主として高速バスにより移動する旅行についての早朝及び深夜割増の基準となる出発地及び帰着地は、最寄りの高速バス停留所とする。

4 宿泊料の額の調整

- (1) 宿泊場所が指定されている場合及び一の宿泊場所のあつせんを受けた場合は、条例別表 1 に掲げる額にかかわらず、その実費額を支給する。前泊、後泊の場合も同様とする。
- (2) 前号において、正当な理由なしに指定及び一の宿泊場所のあつせんを受けた宿泊場所を利用しない場合の宿泊料は、指定された額（定額を上限）及び一の宿泊場所のあつせんを受けた額（定額を上限）とする。
- (3) 負担金等に朝食代、夕食代（懇親会費を含む）が含まれているなど当該経費を旅費から支出する必要がない場合は、宿泊料からその額を減額する。ただし、下記の表の額を限度とし、金

額が不明の場合は、当該表の額を減額する。

区 分	朝 食 分	夕 食 分
市長	1,100 円	2,200 円
副市長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤監査委員	1,000 円	2,000 円
上記以外の職員	800 円	1,400 円

- (4) 宿泊場所の宿泊料実費額に朝食代、夕食代が含まれない場合で金額が不明の場合は、前号の表の金額を加算する。
- (5) 用務が異なる出張で日が連続する場合に、公務上宿泊の必要があると認められる場合は、宿泊料を支給することができる。
- (6) 規則第 11 条の 2 の市長が別に定める場合は、新潟市が主催しているもの及び新潟市が協議会又は実行委員会等の事務局になっているものなど新潟市が宿泊場所のあつせんに係る意思決定に関与している、又は関与できる場合とする。

5 鉄道賃

- (1) 鉄道賃の計算の起点となる駅は、「全国市町村要覧」に記載されている下車駅（ＪＲ線を優先）とし、私鉄の利便性が高いところは私鉄線とすることができる。ただし、出発地・目的地又は前後の出張地との経路を考慮して、利便性が高い駅を起点とすることができる。
- (2) 条例第 12 条第 2 項第 1 号に規定する「市長が別に定めるもの」は、次に掲げる場合とし、この場合においては、座席指定料金を支給しないことができる。
- ア 旅行の経路のうち鉄路による部分が片道 100 キロメートル以上であり、かつ、特別急行列車の乗車距離が概ね片道 50 キロメートル以上である場合
- イ 上越新幹線の新潟駅から長岡駅の区間を旅行する場合
- ウ 長野新幹線の高崎駅から長野駅までの駅との区間を旅行する場合
- エ 東北新幹線の盛岡駅から八戸駅の区間を旅行する場合
- オ 信越本線・北越急行ほくほく線・上越線の越後湯沢駅から直江津駅区間を旅行する場合
- カ 白新線の新潟駅から村上駅の区間を旅行する場合
- キ 東海道新幹線の静岡駅から浜松駅までの区間
- ク 北陸新幹線の富山駅から金沢駅までの区間を旅行する場合
- ケ 山陽新幹線の博多駅から小倉駅までの区間を旅行する場合
- コ その他旅行目的を達成する上で特別急行列車を利用することが必要と認められる場合
- (3) 急行料金は現に乗車する場合のみ支給する。
- (4) 会議、研修等で、主催者側から会場への交通案内がある場合は、それに基づいた鉄道賃を支給することができる。

6 車賃

- (1) 出発地から起点駅（空港及び港を含む）までの旅行の場合における車賃の額は、その実費額による。

- (2) 勤務庁を出発地又は帰着地とする場合は、別に定める額を標準的な車賃の額として支給する。ただし、これにより難しい場合は、現に必要な車賃を支給することができる。
- (3) 会議、研修等で主催者側から会場への交通案内（市町村間の移動）がある場合は、それに基づいた車賃を支給することができる。
- (4) 規則第5条第1項第3号に規定する地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明による路程として、別表1の路程表を定める。同表に掲げる区間の車賃を算出する場合は、同表に定める路程により行うものとする。

7 航空機の利用の範囲等

- (1) 経済的な通常の経路により、現に利用する場合は認める。
- (2) 北海道、九州及び四国への旅行は航空機利用を原則とする。
- (3) 関西および山陰への航空機を利用した旅行については新潟空港利用（伊丹乗り継ぎ等）を原則とする。
- (4) 航空機を利用する場合の鉄道賃は、原則として空港所在市町村の「市町村要覧」に記載されている下車駅（以下「接続駅」という。）を計算の起点とする。
- (5) 航空機を利用する場合の鉄道賃の特例として、計算の起点とする駅を下記の表のとおりとする。

空 港 名	起 点 と す る 駅
千歳空港	新千歳空港駅
成田空港	空港第2ビル駅
関西国際空港	関西空港駅
宮崎空港	宮崎空港駅

- (6) 空港と最初の用務地又は接続駅との間、若しくは最終の用務地又は接続駅と空港との間で現に連絡バス、モノレール等を利用する場合は、交通費の実費を支給する。
- (7) 旅客取扱施設使用料等及び運賃として徴収される航空保険特別料金等は航空賃として支給する。

8 高速バスの利用

県内外について利用を認める。ただし、県外旅行の場合で、旅費早見表で定められていない区間を利用する場合は、職員課などの旅費担当課と協議することとする。

9 船の利用

- (1) 旅行先の移動において必要と認められる場合は、船の利用を認める。利用の場合は職員課などの旅費担当課と協議することとする。
- (2) 船を利用する場合の鉄道賃及び車賃等は、航空機利用の例による。

10 県内等出張旅費

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県については一の都道府県とみなし、当該地域に勤務す

る職員が当該地域内に出張する場合は、県内等出張旅費の扱いとする。

1 1 随行者の旅費（宿泊料及び交通費）の調整

条例別表 1 に掲げる区分が市長又は副市長等の者に随行して旅行する場合で、特別の事情又は旅行の性質上随行者の旅費で当該職務の遂行が困難であるときは、市長又は副市長等の者と同様に取り扱うことができる。

1 2 他団体との同行等

- (1) 他団体と同行し、その団体より経路、宿泊地が指定されそれによらなければ出張の目的が達成できなくなる場合、経路、交通手段はその団体の指定したものを認め旅費を支給する。
- (2) 他団体から支給される旅費がある場合は、市基準の旅費を算出し、その差額を支給する。ただし、他団体から支給される旅費が超過する場合は、支給しない。
- (3) 他団体の範囲は、国、県、他市町村等の官公署、事務局が新潟市以外の協議会等の団体、民間会社及び民間団体とする。

1 3 ハイヤー又はタクシーを利用したときの旅費の精算

県外へのお出張において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出発地から市長が別に定める起点駅まで又は市長が別に定める終点駅より帰着地までハイヤー又はタクシーを利用したときは、その代金を車賃として、出張地で移動手段としてハイヤー又はタクシーを利用したときは、その代金を旅行雑費（旅行雑費の定額を現地交通費が超える額に限る。）として精算追給する。この場合、当該ハイヤー及びタクシーの利用に係る領収証を提出するものとする。

1 4 外国旅行の旅費

- (1) 外国旅行における鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料並びに支度料の取り扱いについては別表 2 に定めるところにより、その他の取り扱いについては国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の例によるものとする。ただし、市長及び副市長等以外の職員の宿泊料は、別表 2 の宿泊料の項に掲げる区分の定額を超えない範囲内の実費額を支給する。
- (2) 外国旅費において団費として支給するものは、航空賃、現地交通費、宿泊料及び食事代とする。
- (3) 全日程の 2 分の 1 以上の食事代が別途支給される場合、又は団費に含まれる場合は、全日程の日当を 2 分の 1 の額とする。
- (4) 新潟市財務規則第 80 条第 2 項の規定にかかわらず、団費を概算（見積書等）により支給されたときは概算払精算書を作成しなければならない。
- (5) 旅費として支給するパスポート代は、有効期間 5 年のものとする。ただし、国際課の通訳の職員にあっては、有効期間 10 年のものとする。
- (6) 宿泊料の額の調整については、4 第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号を準用する。ただし、「条例別表 1 に掲げる区分」とあるのは「別表 2 日当宿泊料食卓料の項に掲げる区分」と読み替えるものとする。

- (7) 随行者の旅費（宿泊料及び交通費）の調整については、11を準用する。ただし、「条例別表1に掲げる区分」とあるのは「別表2日当宿泊料食卓料の項に掲げる区分」と読み替えるものとする。
- (8) 他団体との同行等については、12を準用する。
- (9) 外国旅行において別表2の宿泊料の項に掲げる区分の定額の範囲内で安全な宿泊先の確保が困難な場合は、職員課などの旅費担当課と協議することとする。

15 赴任旅費

(1) 赴任旅費の支給対象職員

赴任旅費は次に掲げる者に支給する。

ア 新たに採用された職員で以下に掲げる者

- a 人事交流による国又は県等からの割愛採用職員で、採用に伴い住居移転の必要がある者（前勤務庁の所在市町村が新勤務庁の所在市町村と異なる場合に限る）
- b その他上記採用に準ずる採用で任命権者が特に認めた者

イ 転任を命ぜられた職員で以下に掲げる者

- a 新勤務庁の所在市町村が旧勤務庁の所在市町村と異なる場合で、転任に伴い住居移転の必要がある者
- b その他上記転任に準ずる転任で任命権者が特に認めた者

(2) 職員の交通費

赴任の際の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、旧居住地から新居住地までの移転経路に対して、出張旅費の例により算出した額を支給する。

(3) 移転料

ア 移転料の路程については、旧居住地と新居住地の間を鉄道等の公共交通機関により移転するとした場合の路程とする。

イ 移転料は次の区分により支給する。

区 分	移転料
赴任の際、扶養親族の移転がある場合	条例別表の定額
赴任の際、扶養親族の移転がない場合	条例別表の定額の2分の1
上記の者で、1年以内に扶養親族が移転した場合	同上

(4) 着後手当

ア 着後手当の路程については、旧居住地と新居住地の間を鉄道等の公共交通機関により移転するとした場合の路程とする。

イ 着後手当は次の区分により支給する。

区 分	県外赴任		
	県内赴任 宿泊料	旅行雑費	宿泊料
公設宿舎、自宅又は借家を直ちに利用できる場合	2夜分	2日分	2夜分
赴任に伴う移転の路程が鉄道に換算して50km未満の場合	3夜分	3日分	3夜分
赴任に伴う移転の路程が鉄道に換算して100km未満の場合	4夜分	4日分	4夜分
赴任に伴う移転の路程が鉄道に換算して100km以上の場合	5夜分	5日分	5夜分

*換算方法 水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす

1 6 旅費の計算等

- (1) 出張命令書には、出張計画書、行程表、スケジュール表など行程のわかるものを添付することとする。
- (2) 出発地から出発駅（空港及び港を含む）まで及び帰着駅（空港及び港を含む）から帰着地までの車賃が必要な場合は、別紙「車賃申告書」を作成するものとする。
- (3) 職員課は「旅費早見表」を毎年作成し、旅費早見表に掲載されている市町村への旅行で、旅費早見表により計算が可能な場合は、各所属で旅費の計算を行うこととする。
- (4) 旅費早見表により難しい場合は、職員課などの旅費担当課で旅費の計算を行うこととする。
- (5) 旅費早見表により各所属で計算を行う場合であっても、出張日数が用務日数より多くなる場合（前泊・後泊が必要となる場合）は、職員課などの旅費担当課の確認を必要とすることとする。
- (6) 旅行の経路等旅費の計算上必要なその他の事項は、条例、規則及び本基準に基づいて職員課と会計課で協議し決定する。

別表１ 路 程 表

出発地	目的地	距離 (km)	出発地	目的地	距離 (km)
本庁	北区役所	17.8	本庁	明生園	1.2
〃	東区役所	5.8	〃	総合福祉会館	2.0
〃	中央区役所・ふるまち庁舎	1.1	〃	児童発達支援センター	3.8
〃	江南区役所	9.4	〃	保健所	4.5
〃	秋葉区役所	18.0	〃	食肉衛生検査所	13.9
〃	南区役所	18.6	〃	衛生環境研究所	7.2
〃	西区役所	7.7	〃	農業活性化研究センター	14.0
〃	西蒲区役所	23.5	〃	食育・花育センター	6.7
〃	西堀6番館ビル	1.0	〃	東部地域土木事務所	9.4
〃	上大川前庁舎	1.8	〃	西部地域土木事務所	18.7
〃	北出張所	12.0	〃	生涯学習センター・国際友好会館	1.8
〃	石山出張所	6.7	〃	市民病院	6.0
〃	東出張所	3.3			
〃	南出張所	2.5	総合福祉会館	明生園	3.1
〃	横越出張所	14.1	〃	児童発達支援センター	2.2
〃	小須戸出張所	20.7			
〃	味方出張所	17.8	東部地域土木事務所	西部地域土木事務所	20.0
〃	月潟出張所	23.7			
〃	西出張所	11.2			
〃	黒崎出張所	9.5			
〃	岩室出張所	28.6			
〃	西川出張所	18.7			
〃	潟東出張所	20.3			
〃	中之口出張所	27.5			
〃	新潟市美術館	1.7			
〃	新津美術館	21.3			
〃	文化財センター	12.2			
〃	水族館	1.4			
〃	歴史博物館	2.9			
〃	清掃事務所	6.6			
〃	新田清掃センター	12.6			
〃	亀田清掃センター	8.2			
〃	巻清掃センター	22.4			
〃	舞平清掃センター	9.4			
〃	白根環境事業所	20.1			
〃	太夫浜処分地	15.5			
〃	赤塚処分地	16.5			

別表 1 路 程 表

[illegible]

別表２ 外国旅行における鉄道賃等の取り扱い

(1) 鉄道賃、船賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料

国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旅費法」という。）の規定を準用し、区分の取り扱いについては下記のとおりとする。

	準用する規定	区分の取り扱い
鉄道賃	旅費法第３２条	・市長－内閣総理大臣等 ・副市長等－指定職の職務にある者 ・上記以外の職員－６級以下の職務にある者
船賃	旅費法第３３条	・市長－内閣総理大臣等 ・副市長等－指定職の職務にある者（第１項ハについてはその他のもの） ・上記以外の職員－６級以下２級以上の職務にある者（第１項ロについては６級以下の職務にある者、第１項ハについてその他のもの）
日当 宿泊料 食卓料	旅費法別表第２の１	・市長－その他のもの ・副市長等－指定職の職務にある者 ・上記以外の職員－６級以下３級以上の職務にある者
移転料	旅費法別表第２の２	・市長－内閣総理大臣等 ・副市長等－指定職の職務にある者 ・上記以外の職員－６級以下４級以上の職務にある者

(2) 航空賃及び支度料

下記のとおりとする。

航空賃	次の各号に規定する旅客運賃による。 １ 市長又は議長（それぞれの職務を代理する場合を含む。）は、最上級の航空賃とする。ただし、現に利用する必要がない場合は、支給しないことができる。 ２ 市長又は議長以外の者は、最下級の航空賃とする。ただし、職務の必要性によりこれにより難しい場合は、最上級又は最上級の直近下位の級の航空賃とすることができる。
支度料	支給しない。